

厚生省関係障害者プランの 推進方策について

平成8年11月15日

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

障害者保健福祉施策の推進については、日頃より多大な御尽力をいただいているところである。

平成7年12月18日の障害者対策推進本部会議において、平成8年度を初年度とし、平成14年度までの7か年を計画期間とする「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が決定され、障害者の保健福祉施策の強力かつ計画的な推進が図られることとなった。

貴職におかれては、障害者プラン策定の趣旨を踏まえ、下記に留意の上、障害者施策の一層の充実に努めるとともに、管内市町村に周知されたい。

記

1. 障害者プラン策定の意義

障害者プランは、同じく障害者対策推進本部（平成8年1月19日に「障害者施策推進本部」に改称）において策定した「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年3月）の重点施策実施計画として位置付けられるもので、障害者が地域で共に生活できる社会の実現をめざし、関係省庁が一体となって、障害者の生活全般にわたる施策に横断的、総合的に取り組んでいくこととされている。

特に、厚生省の担当する保健福祉の分野においては、グループホーム・福祉ホームの整備、ホームヘルパーの増員等障害者の生活を支える基幹的な事業について、平成14年度における具体的な整備目標を明記したところである。この目標値は、原則として、障害者のニーズに対応できるようにすることを基本的な考え方として設定されたものであり、今後、その達成に向け重点的に整備を図っていくことが必要

とされている。

2. 都道府県及び市町村の役割

(1) 障害者計画の策定

平成5年12月に公布された障害者基本法（昭和45年法律第84号）第7条の2の規定により、都道府県及び市町村は障害者計画を策定するように努めなければならないこととされた。これは、国が策定した新長期計画を基本としつつ、それぞれの都道府県、市町村が管内における障害者の実情に応じた障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野への参加を促進しようとするものである。

都道府県については、既に全都道府県で障害者計画が策定され、いくつかの計画には、数値目標など具体的な施策目標が盛り込まれているところである。今後の障害者計画の見直しの機会に当たっては、障害者団体の代表、医療・教育・福祉等に従事する専門家、学識経験者等の各方面の幅広い意見を反映させるとともに、数値目標を設定するなど、地域の障害者のニーズに対応できるような障害者計画を策定されたい。

また、今後は、より身近な地域として市町村における障害者施策の推進を見据えた施策の展開が必要である。このため、都道府県におかれては、平成7年5月に総理府から示された「市町村障害者計画策定指針」の活用、都道府県や既に策定されている市町村の障害者計画の周知、「市町村障害

者計画策定モデル事業」(平成8年度予算新規事業)の実施等により、市町村の障害者計画策定を積極的に支援するよう努められたい。

さらに、市町村における人口規模や地域特性を踏まえて、(2)に示す障害保健福祉圏域を設定し、その圏域における共同事業等を実施すること等により、地域におけるサービスの偏在がないよう、広域的な見地から指導していく必要があることに留意されたい。

(2) 障害保健福祉圏域について

障害保健福祉圏域の設定

障害者プランにおいては、保健福祉サービス体系について、市町村域・複数市町村を含む広域圏域・都道府県域の各圏域ごとの機能分担を明確にし、各種のサービスを面的、計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築することとしている。

各都道府県は、当該都道府県内のすべての地域について、身体障害者(児)、精神薄弱者(児)及び精神障害者に共通の圏域として、障害保健福祉圏域を設定されたい。

障害保健福祉圏域の設定に当たっては、都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画で規定している「二次医療圏」及び老人保健福祉計画で規定している「老人保健福祉圏域」を参考にするとともに、広域市町村圏、福祉事務所・児童相談所・保健所等の都道府県の行政機関の管轄区域等を勘案し、管内市町村をはじめ、各関係機関間において十分調整し、圏域設定されるよう留意願いたい。

障害者保健福祉圏域の機能

障害者プランにおいては、市町村域・複数市町村を含む広域圏域の各圏域ごとの機能分担を明確にし、各種のサービスを面的、計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築し、都道府県は、自ら提供すべきサービスの実施のほか、市町村に対する支援や市町村間の調整、精神医療の体制整備など広域性・専門性の高い分野の業務の充実を図るというように、それぞれが分担して業務を実施することが基本的な考えとなっている。これらのうち、障害保健福祉圏域で果たすべき機能を障害者プランに

掲げられている項目の中から例示すれば次のとおりである。

事 項	障害保健福祉圏域の機能
市町村障害者生活支援事業 障害児(者)地域療育等支援事業 精神障害者地域生活支援事業	障害保健福祉圏域内を対象区域として、域内で概ね2か所ずつ選定し、適正配置を図る。
身体障害者療護施設 精神薄弱者更生施設	障害保健福祉圏域内における待機者等のニーズを勘案しながら施設の適正配置を図る。
精神障害者社会復帰施設 (生活訓練施設、福祉ホーム、通所授産施設)	障害保健福祉圏域において、概ね1か所整備。

厚生省への報告

各都道府県においては、早急に障害保健福祉圏域の設定に努めるものとし、設定された場合には、当職あて報告されたい。

その他

平成7年度までに心身障害児(者)地域療育拠点施設事業を行っている都道府県においては、当分の間、障害保健福祉圏域とは異なる地域を対象として本事業を継続して差し支えない。ただし、速やかに障害保健福祉圏域に沿った対象地域となるよう、支援施設の指定に当たって留意されたい。

(3) 地方障害者施策推進協議会の設置

地方障害者施策推進協議会(以下「地方協議会」という。)については、障害者基本法において、条例により、都道府県・指定都市が設置すべきこと及び市町村が設置することができることとされている。また、地方協議会の委員構成については、法律上は明記されていないが、障害者基本法の改

正（平成5年12月）の際に、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者が委員として参画できるよう配慮されたい旨、内閣官房副長官より通知しているところである。

こうしたことを踏まえて、障害者プランにおいて「市町村の施策の実施に当たって、障害者等の意見を適切に反映するため、市町村の自主性、主

体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定と障害者及び障害者福祉事業に従事するメンバーを含む市町村の地方障害者施策推進協議会の設置等を促進する。」としているところであるので、市町村の障害者プランの趣旨に沿った積極的な対応について御配慮願いたい。